

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2022年1月21日 Friday)

第253号 (2020年度-第19号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

「C+」を追加設定と業績評価給改善申し入れへの回答(1/17)

この間組合は一貫して、業績評価にもとづく給与決定システムの具体的な問題点を指摘し、それをふまえた給与反映システムの改善を山口大学に提案してきました。これに対する田中副学長名の「回答」が、1月17日付けで提示されました。



回答では「業績評価については、今後も検証を実施し改善に努めていく」としてはいますが、組合が特に問題として改善を求めてきた年俸制における評価区分 **A・S** 等の上位級の支給額低減案について、「制度の根幹に関わる」等として拒否しています。

ただし、区分Cと区分Bの間に「C+」を設定するという形で組合の申し入れを不十分ながら一部とり入れたものとなっています。「C+」は具体的には、年俸制で「+10万円」、月給制で「勤勉手当支給率0.75月(年間1.5月)」となっており、組合が12月15日付けの申し入れ書で提案した「年俸制: +10万円~+15万円」「月給制0.78月(年間1.56月)」よりも低い額となっています。

また奇妙なことに今回の回答は、組合の7月9日及び10月22日付けの申し入れ書に対する回答とされており、最も新しい12月15日付け申し入れについては全く言及されていません。「くみあいニュース第251号」でお知らせしたとおり、大学は組合の10月22日付け申し入れ書に「逆照会」し、組合がこれへの「回答」を提示したにもかかわらず、一言の「回答」も提示しないまま今回の回答書を提示しています。

組合の提案は必要 **ept** を減じ、現実的な改善につながる



組合は12月15日付けの申し入れ書で、上位級についても「教授・准教授及び講師・助教」の3区分として、教授は現在の給与反映額と同額としてそれ以外の2区分についてはそれぞれ減額することを提案し、月給制についても同じ考え方の改善案を提案しています。大学側が組合の提案を受け入れて給与反映額を改善すれば、それぞれ必要な **ept** が減少することにより、C区分以下を減じてB以上の配分員数を一定程度増やすことができます。

副学長名回答は受け入れがたい 団体交渉開催を

以上のとおり、大学は7月9日の学長宛申し入れ書提出から半年経って、合理的な理由も示さないまま、基本的なところで改善案の受け入れを拒否しており、到底納得できるものではありません。このため組合は、回答書を持参した寺西人事課副課長へ交渉の日程調整を行うよう求めました。交渉は遅くとも2月上旬までには開催される見込みです。交渉を実りあるものとするために、組合員・教職員の皆さんの声を組合までお届けください。



大学入学共通テスト安全確保策申し入れへの回答届く(1/13)

組合の申し入れに(1/6)に対する大学の回答が人事課長名ではありましたが、1月13日(木)に届きました。回答書は次頁に掲載していますのでご覧ください。

大学入学共通テストの監督等へ従事された方の感想・ご意見をお待ちしております

令和4年1月13日

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修 殿

総務企画部人事課
課長 郡築 徳浩

「大学入学共通テスト監督者の安全確保を求める申し入れ」について (回答)

2022年1月6日付で申し入れのありました、欄記に関する2点について、下段のガイドラインに記載の内容を踏まえたくえで下記のとおり回答します。なお、昨年度も新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言等の状況下で実施した地域もありますが、下段のガイドラインと同様の対応を行い実施されており、それにより感染拡大したという報道はされていないと認識していること。本学としても、昨年の経験を踏まえたくえで、より一層の監督者等の十分な安全確保策（感染対策）に努める所存です。

記

1. 「昨年度以上の安全確保策を講じ、なかならず別室受験対応の監督者について、各段の措置をとること」について
ガイドラインの別室受験の項目に示されているように、本学でも受験生と試験監督者の距離を2メートル以上確保する措置をはじめ、感染防止対策を徹底する措置をとっています。また、感染予防効果が高いとされるN95マスクを準備しています。
2. 「岩国地区従事者については、危険手当を支給するとともに、終了後2週間、入構制限の措置を取ること」について
ガイドラインに沿った感染対策を講じており、感染するおそれは極めて少ないと考えられます。このため、ご提示の措置については不要と判断しています。

大学入学共通テストの感染リスクについては、大学入学選抜協議会が定めた「令和4年度大学入学選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」において、「試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、(中略) 基本的な感染対策の徹底による感染拡大の防止策を講じて

おけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い」とされています。

今回の、岩国地区での新型コロナウイルスの感染拡大の状況は注視していますが、まず、「新型コロナウイルスに罹患している受験者は受験できず、追試験を申請することになる」ことをご理解ください。

次に、試験当日に体調不良を訴えた受験者は「健康状態チェックリスト」による確認を受け、コロナに感染していないと判断できる者のみが継続受験が認められます。

さらに、無症状の濃厚接触者の受験は、「PCR検査の結果が陰性である」など4つの条件を満たす必要があります。この場合でも「受験生と試験監督者の距離を2メートル以上確保する」などの措置を講じて実施することとされています。

前述のガイドラインでは、別室受験に関して「試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない(日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い)」とされており、本学の試験もこのガイドラインに沿って実施しています。

参考

「濃厚接触者」に該当する受験生への対応について
以下のいずれの要件も満たしている場合、受験を認めることができます。

- ① PCR検査の結果が陰性である
- ② 受験当日も無症状である
- ③ 公共交通機関を利用せずに試験場にくる(自家用車の利用)
- ④ 終日、別室での受験

令和4年1月17日

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修 殿

山口大学理事
(人事給与マネジメント担当副学長)
田中 和広

人事給与マネジメント改革にもとづく業績評価結果の給与への反映方法について (回答)
業績評価結果にもとづく給与決定システムの見直しについて (回答)

2021年7月9日付及び2021年10月22日付で申し入れのありました標記の件につきまして、以下のとおり回答致します。なお、業績評価については、今後も検証を実施し改善に努めていくことを申し添えます。

記

1.年俸制における評価配分額について、評価区分ごとの額の設定を見直すこと。具体的にはS評価・A評価の評価反映額をそれぞれ大幅に圧縮すること。

(回答)

新年俸制度の趣旨である、「メリハリのある給与体系によるモチベーションの向上」及び「一定水準の給与額を設定することによる優秀な教員へのインセンティブの付与」を達成するためにも、S評価・A評価の評価反映額を圧縮することはできない。

2.月給制における評価区分Cと評価区分Bの勤勉手当成績率の変動幅を圧縮すること。具体的にはCの成績率の引き上げ、もしくはCとBの間に1区分を追加して、Bより下位の評価となった場合の減額幅を圧縮すること。

(回答)

月給制及び新年俸制それぞれ、C区分とB区分間にC+区分を設定し、給与反映額は次のとおりとする。(評価反映に係る財源額は変更無し。269百万円。評価反映額は、eptを基準に設定)

1) 新年俸制の給与反映額

昇給・業績給(期末手当額・勤勉手当額・評価反映額)(区分Cを1としたときの割合)

区分	F	E	D	C	C+	B	A	S	SS
昇給	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)
期末 手当	1	1	1	1	1	1	1	1	1
勤勉 手当	1	1	1	1	1	1	1	1	1
評価 反映	-30万円	-20万円	-10万円	0万円	+10万円	+30万円	+60万円	+100万円	+120万円

- ※ 昇給の括弧内は55歳以上の場合
- ※ 役職手当, 職務付加手当は現行手当と同様に支給する。
- ※ 最終評価者は, 部局に配分する評価配点(ept)の範囲内で, 区分Fから区分Sまでを決定する。
- ※ 学長は, 全学の区分Sの被評価者から区分SSを決定する。この場合における区分Sの評価配点(ept)は部局で負担するが, 区分SSの反映上昇分は大学が負担する。
- ※ 業績評価票を提出しない場合はE評価以下とし, 3年連続して業績評価票を提出しない場合は, F評価とする。
- ※ 月給制と同様に, 賞与の役職段階別加算割合を助教は7%(現行0%又は5%), 教授は14%(現行15%)とする。

2) 月給制の給与反映額

昇給・賞与(期末手当・勤勉手当)(区分Cを1としたときの割合)

区分	F	E	D	C	C+	B	A	S	SS
昇給	0	0.5 (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1[教授 0.75] (0)	1.5 (0.25)	2 (0.5)
期末手 当	1	1	1	1	1	1	1	1	1
勤勉手 当	0.90	0.90	0.95	1	1.16	1.42	1.54	1.6	1.7
勤勉手 当成績 率 (半期)	0.585	0.585	0.615	0.645	0.750	0.920	0.995	1.035	1.100

- ※ 昇給の括弧内は55歳以上の場合
- ※ 役職手当, 職務付加手当は現行手当と同様に支給する。
- ※ 最終評価者は, 部局に配分する評価配点(ept)の範囲内で, 区分Fから区分Sまでを決定する。
- ※ 学長は, 全学の区分Sの被評価者から区分SSを決定する。この場合における区分Sの評価配点(ept)は部局で負担するが, 区分SSの反映上昇分は大学が負担する。
- ※ 業績評価票を提出しない場合はE評価以下とし, 3年連続して業績評価票を提出しない場合は, F評価とする。
- ※ 評価区分による, 助教と教授の給与変動幅を緩和するために, 賞与の役職段階別加算割合を助教は7%(現行0%又は5%), 教授は14%(現行15%)とする。